

支えあい、男女がともに築くまち

ほくと ほほえみ 夢プラン

第2次 北杜市男女共同参画推進プラン

ダイジェスト版



北杜市男女共同参画推進プランの 策定にあたって

北杜市では「男女共同参画社会」を実現するため、平成18年に「ほくとほほえみ夢プラン」の策定、平成23年には「北杜市男女共同参画都市宣言」を行い、男女がともに支え合うふるさとを築くため、家庭、職場、地域など、あらゆる場での男女共同参画の推進に向け、取り組みを進めております。

平成18年の計画策定以降も、国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。また、山梨県でも、平成23年に、「第3次山梨県男女共同参画計画」を策定しています。

一方、男女共同参画の推進と並行して、平成19年と25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成22年「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成26年「次世代育成支援対策推進法」の改定、また、平成24年「子ども・子育て支援法」、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど法律や制度面での制定・改正も多くなされました。

しかし、経済状況の変化や家族形態の多様化などの社会的要因もあり、雇用関係においては、不当な長時間労働やハラスメントの横行などのいわゆるブラック企業問題や、ひとり親家庭の貧困率の高さ、介護負担による離職などの問題が顕在化しています。

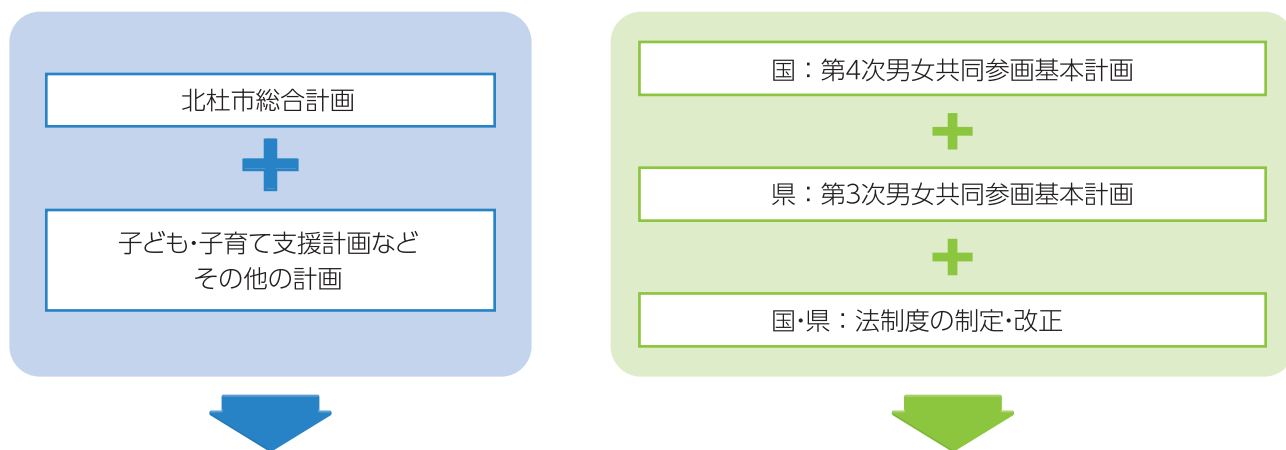
また、少子化による人口減少が大きな課題となっており、平成27年に「北杜市総合戦略」を策定し、喜び楽しみながら子育てできる環境づくりを進めるなど、まちの魅力を高め定住人口の維持増加を図りながら持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

このような社会情勢の変化を踏まえつつ、市民のみなさんや市が重点的に取り組んでいくべき内容などについて、市民へのアンケート調査や、男女共同参画推進委員の委員活動における企業訪問や、出前講座などでの意見をふまえ、同委員会でご審議いただき、新たな男女共同参画推進プランを策定しました。

計画の概要を知っていただくとともに、計画に位置付けた市民のみなさんに取り組んでいただきたい内容を中心にまとめ、北杜市男女共同参画推進プランダイジェスト版を発行しました。この取り組みをご理解いただき、自分たちにできることから少しずつ推進していきましょう。

既存計画との関係

北杜市総合計画を上位計画とし、その他、庁内の各計画との整合性を保ちつつ、連携した計画推進に努めます。



第2次北杜市男女共同参画推進プラン 平成28年度～平成37年度

男女の性別に関わらず、人々が一人の人間として尊重され、各自の力を発揮し、その行動や営みが相互に刺激し合い、連携し、協力することで、きらりと輝く地域づくりをめざすため、4つの分野で取り組むこととしました。

分 野	基 本 目 標	基 本 計 画	推 進 の 方 向
家 庭	家族がともに理解し協力し合える家庭づくりをめざします	1. 家族が互いを尊重し大切にする家庭づくり	1) 男女が互いに認め合い、尊重し合う家族づくりの推進 2) 家庭内暴力の根絶と人権の尊重
		2. 家族が互いに協力し合える家庭づくり	1) 男性の家事・育児・介護への参加の促進 2) 育て方や生き方が性で異なる家庭内教育の実施
		3. 心身ともに健康で安心して楽しく暮らせる家庭づくり	1) 日常における健康づくりの充実 2) 楽しく正しい食生活の促進
		4. 地域活動へ参加しやすい家庭づくり	1) 家庭から地域活動への積極的参加の促進
		5. 男女がともに活躍できる職場環境づくり	1) 仕事が続けられるための環境づくり 2) 職場や仕事で必要とされる知識や技能の習得
		6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための環境づくり	1) 仕事と家庭が両立できる支援制度の充実 2) 育児・介護休業取得の促進
		7. 誰もがいきいきと働ける職場づくり	1) 自営業、農林業などでの男女共同参画の促進 2) 差別のない職場環境づくり
		8. 女性が職業生活において活躍できる環境づくり	1) 一般事業主の取り組みの推進 2) 職場での女性活躍の推進
地 域	男女がともにつくる豊かな地域づくりをめざします	9. 男女共同参画による地域づくり	1) 地域活動を通じた男女共同参画の促進 2) 男女共同参画による地域リーダーの育成 3) 慣習や制度の改善と啓発活動の推進
		10. 地域ぐるみでの子育て支援づくり	1) 地域で支え合う子育て環境の充実
		11. 男女共同参画の視点に立った安全な地域づくり	1) 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり 2) 自主防災組織への女性参加の促進 3) 安全な生活環境づくり
		12. 交流と参画による地域づくり	1) 国際交流活動への支援 2) 地域内の世代間交流の促進
		13. 一人ひとりが互いを思いやる心を大切にする社会づくり	1) あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 2) 親や子どもへの相談事業の推進
		14. 男女平等意識の基礎をつくる教育体制づくり	1) 子どもたちに対しての男女平等教育の推進 2) 男女共同参画に関する学習の推進
		15. 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり	1) ひとり親家庭の支援の充実 2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり
学 校 ・ 社 会	誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会をめざします	13. 一人ひとりが互いを思いやる心を大切にする社会づくり	1) あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 2) 親や子どもへの相談事業の推進
		14. 男女平等意識の基礎をつくる教育体制づくり	1) 子どもたちに対しての男女平等教育の推進 2) 男女共同参画に関する学習の推進
		15. 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり	1) ひとり親家庭の支援の充実 2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

家 庭

基本目標

家族がともに理解し協力し合える家庭づくりをめざします

基本計画1 家族が互いを尊重し大切にする家庭づくり

推進の方向 1 男女が互いに認め合い、尊重し合う家族づくりの推進

- ①家族が互いに思いやり、理解し、尊重し合えるように、日頃から家族で話し合う機会を持ちましょう。
- ②日頃から子どもの様子に気を配り、子どもが安心して生活できる家庭づくりに努めましょう。

推進の方向 2 家庭内暴力の根絶と人権の尊重

- ①DV被害を受けた時は、一人で悩まず、各種相談窓口を利用して相談しましょう。
- ②児童虐待は心身の発育に悪影響を与えることを認識し、家庭での虐待は止めましょう。
- ③地域ぐるみで虐待の早期発見、防止に配慮しましょう。

基本計画2 家族が互いに協力し合える家庭づくり

推進の方向 1 男性の家事・育児・介護への参加の促進

- ①男性は、家事・育児・介護などの知識やスキルの習得に努め、積極的に関わるようにしましょう。
- ②家族全員で家庭での役割分担について話し合いを持ち実行しましょう。

推進の方向 2 育て方や生き方が性で異ならない家庭内教育の実施

- ①男女の性別に関わらず、個性や能力を伸ばす子育てや家庭教育に努めましょう。

基本計画3 心身ともに健康で安心して楽しく暮らせる家庭づくり

推進の方向 1 日常における健康づくりの充実

- ①適切な休養をとることに努め、規則正しい生活やストレスを溜めない生活を心がけましょう。
- ②生活習慣病の予防のために、日常生活で意識的に身体を動かすよう心がけましょう。
- ③各種健診を受診し、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善に努めましょう。

推進の方向 2 楽しく正しい食生活の促進

- ①健康を維持するために必要な栄養バランスなど、食生活に対する正しい知識を身につけましょう。
- ②家族そろって食事をする機会を増やし、正しい食習慣を身につけましょう。

基本計画4 地域活動へ参加しやすい家庭づくり

推進の方向 1 家庭から地域活動への積極的参加の促進

- ①地域活動の重要性について再認識し、積極的に参加する意識を持ちましょう。
- ②家族が地域活動に参加しやすいように、家庭内でサポートしましょう。

職 場

基本目標

男女がともにいきいきと働ける職場づくりをめざします

基本計画5 男女がともに活躍できる職場環境づくり

推進の方向 1 仕事が続けられるための環境づくり

- ①再就職や職場復帰を希望される方は、再就職支援のための相談窓口や各種支援制度を積極的に利用し、就労準備に取り組みましょう。
- ②事業者は、育児休業や介護休業などの、社内制度を整備するとともに、制度が利用しやすい職場環境づくりに取り組みましょう。
- ③経済的・社会的な自立に向けた女性の努力を積極的に支援する意識を持ちましょう。

推進の方向 2 職場や仕事で必要とされる知識や技能の習得

- ①退職後に再就職や起業を希望する方は、そのために必要とされる知識や技能の習得に努めましょう。

基本計画6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための環境づくり

推進の方向 1 仕事と家庭が両立できる支援制度の充実

- ①家事や育児・介護を分担し、ワーク・ライフ・バランスの実現に家族で協力しましょう。
- ②育児や介護をしながら仕事をしている人への理解と配慮に努めましょう。

推進の方向 2 育児・介護休業取得の促進

- ①事業者は、従業員が育児休業や介護休業を取得しやすいような職場環境づくりに取り組みましょう。

基本計画7 誰もがいきいきと働ける職場づくり

推進の方向 1 自営業、農林業などでの男女共同参画の促進

- ①自営業、農林業などを営む方は、経営に参加する家族の貢献について、話し合いの場を持ちましょう。

推進の方向 2 差別のない職場環境づくり

- ①事業者は、労働基準法や男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、昇進や賃金などが性別によって待遇の違いが生じないように、職場環境づくりや就業規則の整備に努めましょう。
- ②職場での困り事や悩み事を抱え込まず、家族や知人、相談窓口等へ相談しましょう。

基本計画8 女性が職業生活において活躍できる環境づくり

推進の方向 1 一般事業主の取り組みの推進

- ①事業主(常時雇用する労働者301人以上)は、女性活躍推進法の主旨を理解し、法律に則った行動計画を定め、女性の職場での活躍を推進しましょう。 ※労働者300人以下は努力義務

推進の方向 2 職場での女性活躍の推進

- ①就業および就業の継続における悩みや困りごとについては、相談窓口を活用しましょう。
- ②事業者は、職業生活に関する機会の積極的な提供や家庭生活との両立に資する雇用環境の整備など、活躍の推進に関する取り組みを実施するように努めましょう。

地 域

基本目標

男女がともにつくる豊かな地域づくりをめざします

基本計画9 男女共同参画による地域づくり

推進の方向 1 地域活動を通じた男女共同参画の促進

- ①女性も地域活動へ積極的に参加し、地域の活性化に努めましょう。
- ②女性が委員会や審議会などの委員として活躍できるように、家族もサポートしましょう。

推進の方向 2 男女共同参画による地域リーダーの育成

- ①学習機会の活用などにより、男女共同参画社会についての理解に努め、地域の一人としての意識で地域づくりに取り組みましょう。

推進の方向 3 慣習や制度の改善と啓発活動の推進

- ①従来の慣習やしきたりに捉われず、女性を登用する地域運営に取り組みましょう。
- ②女性も地域活動にかかわる積極的な意識をもち、活動に参加するように努めましょう。
- ③女性が地域活動に参加しやすくなるよう、家事を分担するなど、家族みんなで協力しましょう。

基本計画10 地域ぐるみでの子育て支援づくり

推進の方向 1 地域で支え合う子育て環境の充実

- ①地域で開催される催しやイベントなど交流の機会に参加し、子育ての悩みなどを気軽に相談できる仲間をつくりましょう。
- ②地域の子どもの様子に気を配り、声かけなど、子どもの安全に配慮した行動に努めましょう。

基本計画11 男女共同参画の視点に立った安全な地域づくり

推進の方向 1 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

- ①家の中の危険を取りのぞき、まず自分の命を守りましょう。
また、防災訓練に積極的に参加するなど、日頃から防災に備える意識を持つように心がけましょう。
- ②家庭においても、子ども、女性、高齢者など、家庭の実情に応じた防災用品の備蓄に努めましょう。

推進の方向 2 自主防災組織への女性参加の促進

- ①消防団入団の依頼があれば、女性という理由で断るのではなく可能かどうかを検討してみましょう。
- ②消防団の活動に対する理解と協力を努めましょう。

推進の方向 3 安全な生活環境づくり

- ①避難訓練等に参加し、避難場所や避難経路を確認しましょう。
- ②運転者は、高齢者や幼児・児童の様子に気を配り、交通事故をおこさない運転に努めましょう。
- ③地域で開催される交通安全教室などに積極的に参加し、一緒に交通ルールを確認するなど、交通安全に対する意識を家族みんなで高めましょう。

基本計画12 交流と参画による地域づくり

推進の方向 1 国際交流活動への支援

- ①海外の人との交流を通して日本文化と海外の文化への理解を深めましょう。

推進の方向 2 地域内の世代間交流の促進

- ①地域でのスポーツや文化事業の催しに参加し、世代間交流を図りましょう。

学 校 ・ 社 会

基本目標 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会をめざします

基本計画13 一人ひとりが互いを思いやる心を大切にする社会づくり

推進の方向 1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ①暴力行為は犯罪との認識を持ち、自らが加害者とならないよう努めましょう。
- ②日頃から、暴力被害の相談先や通報先についての情報を得るように努め、自身が被害に遭った時や、被害を発見した時に、相談や通報ができるようにしましょう。
- ③児童虐待を発見した人は、児童相談所等に通報することが義務付けられています。虐待を未然に防ぐため早期発見に配慮しましょう。
- ④ハラスメントについての知識を持ち、ハラスメント行為の加害者にならないように、周囲に配慮した言動を心がけましょう。

推進の方向 2 親や子どもへの相談事業の推進

- ①相談窓口などを利用し、不安や悩みごとの解決に努め、子どもの健全な成長を図りましょう。

基本計画14 男女平等意識の基礎をつくる教育体制づくり

推進の方向 1 子どもたちに対しての男女平等教育の推進

- ①男女共同参画社会について、子どもに話ができるよう、大人も意識を持ちましょう。
- ②家庭において、性別による教育や仕事への考え方にとらわれないように努めましょう。

推進の方向 2 男女共同参画に関する学習の推進

- ①学校における男女共同参画の視点に立った教育への理解を深めましょう。
- ②人権尊重や男女平等について子どもと話し合ひましょう。

基本計画15 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり

推進の方向 1 ひとり親家庭の支援の充実

- ①就労支援の各種制度に関する情報を入手するなど、相談窓口を有効に活用しましょう。
- ②各種制度を利用し、就労に向けた知識や技能の習得に努めましょう。

推進の方向 2 誰もが安心して暮らせる環境づくり

- ①地域の高齢者とのふれあいを大切にしましょう。
- ②周りに困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。
- ③障がいを持つ方は、北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）などの相談先を有効に利用しましょう。
- ④障がい者への無理解や偏見をなくすよう努めましょう。

北杜市男女共同参画都市宣言

八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、金峰山、瑞牆山や茅ヶ岳など雄大な山々に囲まれた北杜市は、美しい自然と豊かな資源に恵まれたまちです。古から湧き出ずる名水と、日本一の日照時間は、北杜の大地を潤し、生命を育み、歴史と文化を築いてきました。このまちで、わたしたちは、一人ひとりがお互いに人権を尊重し、心豊かなほほえみにあふれた未来に輝く杜「ほくと」を築き、次世代につなげるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 一、 互いを認め合い思いやる、健康で心豊かな「ほほえみの人づくり・家庭づくり」をめざします
- 一、 男女がともに働きやすい環境を整え、仕事と生活が調和する「ほほえみの職場づくり」をめざします
- 一、 性別や世代にとらわれず、交流と参画により躍動する「ほほえみの地域づくり」をめざします
- 一、 国際的な視点を持ち、子どもたちが未来に夢をもてる「ほほえみの社会づくり」をめざします

平成23年11月1日
北 杜 市

北杜市の主な相談窓口

市民の健康

健康相談を受けるには…… 健康増進課 ☎42-1335

子育て支援

乳幼児相談を受けるには… 健康増進課 ☎42-1335

ひとり親福祉…………… 子育て支援課 ☎42-1332

児童家庭相談…………… 家庭児童相談室 ☎42-1401

相談支援業務

行政相談を受けるには…… 総務課 ☎42-1311

人権相談を受けるには…… 総務課 ☎42-1311

結婚相談を受けるには…… 出会いサポートセンター ☎080-1918-0106

障害者相談を受けるには… 障害者総合支援センター ☎42-1411
(かざぐるま)

総合支所

●明野総合支所 ☎42-1112

●大泉総合支所 ☎42-1116

●須玉総合支所 ☎42-1113

●小淵沢総合支所 ☎42-1119

●高根総合支所 ☎42-1114

●白州総合支所 ☎42-1117

●長坂総合支所 ☎42-1115

●武川総合支所 ☎42-1118

山梨県の男女共同参画に関する施設と窓口

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------|----------------|
| ●中北保健福祉事務所(中北保健所) | 甲府市太田町9-1 | ☎055-237-1381 |
| ●配偶者暴力支援センター | | |
| 山梨県女性相談所 | 甲府市北新1-2-12 | ☎055-254-8635 |
| 山梨県男女共同参画推進センター
(ぴゅあ総合) | 甲府市朝気1-2-2 | ☎055-237-7830 |
| ●女性の人権ホットライン
(甲府地方法務局人権擁護課) | 甲府市丸の内1-1-18 | ☎0570-070-810 |
| ●山梨労働局総合労働相談コーナー | 甲府市丸の内1-1-11 | ☎055-225-2851 |
| ●山梨県中央児童相談所 | 甲府市北新1-2-12福祉プラザ2階 | ☎055-254-8617 |
| ●山梨県企画県民部の中北地域県民センター | 韮崎市本町4-2-4北巨摩合同庁舎1階 | ☎0551-23-3051 |
| ●精神保健福祉センター | 甲府市北新1-2-12 | ☎055-254-8644 |
| ●不妊(不育)専門相談センタールピナス | 甲府市飯田1-1-20 JA会館5F | ☎055-223-2210 |
| ●法テラス山梨 | 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F・2F | ☎050-3383-5411 |
| ●山梨県弁護士会 | 甲府市中央1-8-7 | ☎055-235-7202 |
| ●山梨県警察総合相談室 | 甲府市丸の内1-6-1(防災新館2階) | ☎055-233-9110 |
| ●北杜警察署 | 北杜市長坂町長坂上条2575-79 | ☎0551-32-0110 |

北杜市男女共同参画に関する窓口

北杜市役所企画部企画課 企画担当

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1 TEL 0551-42-1321 FAX 0551-42-1129